

2019年8月11日 発行

エバー総合法律事務所では、個人のお客様と法人のお客様に身近な法律問題をニュースレターでお届けします。

エバーニュース

EVER NEWS

連載

- 不在者財産管理人について
- 製造物責任法(いわゆるPL法)について

■ 無料相談会のご案内

● 料金のご案内 / 事務所のご案内



vol.65



エバー総合法律事務所

不在者財産管理人について

1 行方がわからない方の財産管理で困ったことはありませんか。亡くなった場合には相続が開始しますが、行方がわからなくともまだご存命かもしれませんので、勝手にその方の財産を処分するわけにはいきません。不在者の生死が7年間不明の場合は家庭裁判所の判断で行う失踪宣告という制度があり、この場合には死亡したものと同等効果をもたらします。しかし、失踪宣告を得る状態までに至らない場合の処理として、不在者財産管理人（以下「管理人」と略します）という制度があります。この制度は、不在者の財産を管理するための制度ですが、家庭裁判所の許可のもとに財産を処分することもできます。今回はこの制度に関する紹介をしたいと思います。

2 申立方法

申立人は、利害関係人又は検察官と定められておりますが、通常は利害関係人として申し立てることになります。利害関係とは、不在者の財産の管理や処分に利害を有することです。この要件の判断についてはそれほど厳しい運用はされていないので、申立の必要性を述べれば利害関係の点で否定されることは少ないといえます。

申立先は、不在者の従来の住所地（住民票があった場所と考えてください）又は居所地（住民票はないけれど実際に居住していた場所になります）の家庭裁判所になります。

必要書類は、不在者の戸籍謄本（全部事項証明書）、不在者の戸籍附票、不在の事実を証する資料、不在者の財産に関する資料、利害関係を証する資料などです。不在者の戸籍謄本や戸籍附票は、申立人が親族か、あるいは親族の協力が得られないと、通常は取得ができませんので、弁護士等に申立を依頼する必要があります。不在の事実に関しては、住民票所在地における不在に関する調査報告書など、その地に存在しないこと及び連絡方法がないことなどを資料で裏付ける必要があります。財産に関する資料については、親族であれば財産関係を把握できると思われませんが、親族以外の利害関係人には処理したい財産以外は不明のことが多いので、申立段階では知りうることを記載するのみで大丈夫です。利害関係の資料とは、具体的に親族であれば戸籍謄本（全部事項

証明書）になるとと思いますし、債権者の場合には債権の根拠となる資料のことを指します。

申立書については裁判所のホームページでも公開されておりますので、それをご利用になられたり、裁判所に書式についてご相談ください。

なお、申立にあたっては管理人の報酬分として相当の金額を裁判所に予納することが必要ですので事前に裁判所に確認してください。

3 選任について

管理人の選任にあたっては、不在者の財産を管理するという法律行為や事実行為を伴うので、家庭裁判所では弁護士等専門職を管理人として選任することがほとんどです。この管理人の選任の仕方については裁判所、あるいは裁判官によって多少運用が異なることがあります。裁判所によっては事前に申立人の推薦を受け入れることもありますし、逆に推薦とは異なる弁護士等を選任することがあります。これは事案によっては処理する財産の内容に応じて適正な処理が求められ、推薦による管理人との馴れ合いによる弊害を避けるためであると思われます。しかしそのような弊害のない場合には、事前に申立人側で、管理人候補者の承諾を得ておいたうえで申し立てを行うと、裁判所としてもスムーズにかつ早期に選任手続を進められるということがあるので、事前に相談されるとよいと思います。

4 管理人の職務・権限について

管理人は選任されると、まず不在者の財産調査をして財産目録を作成します。そして、財産の保存する行為や物や権利の性質を変えない範囲内での利用又は改良を目的とする行為を行う権限があります。それにとどまらず売却など財産処分の必要性がある場合には、家庭裁判所に処分の必要性を申し述べて許可を得て、処分することもできます。

もし不在者が現れた場合には管理人の職務も終えることとなり、財産を不在者に引継ぎます。

不在者の財産の処理にお困りになることがありましたらご相談ください。

無料相談会
のご案内

2019年8月20日(火)、8月28日(水)、9月4日(水)、9月11日(水)のいずれも
午後3時から午後6時の間にて、お一組様各30分で無料相談を承ります。

ご希望の方は当事務所までお電話にてご予約のうえでお越しください。

なお、今後の無料相談会の予定については当事務所のホームページにてご案内いたします。

<http://ever-lawyers.jp/> 「エバー総合法律事務所」で検索を

製造物責任法(いわゆるPL法) について

1 多くの方は既に名称をご存知のことと思いますし、製造、加工、輸入業務に関与されている方はPL保険にも加入されていると思います。この法律は平成7年7月1日に施行されましたが、その影響力から注目を浴びました。PL保険に加入しているから大丈夫というのではなく、コンプライアンスからも責任追及の余地は少なくしておいた方が望ましいといえますので、改めてこの法律を取り上げることとしました。また、民法改正に伴って一部改正がされたこともありますのでその点も紹介したいと思います。

2 無過失責任について

民法によれば、損害を受けた場合、その賠償責任を追及するためには、被害者側が加害者側の故意・過失を立証する必要があります。しかし故意・過失の立証は大変なため、PL法では被害者保護の点から、製造者の故意・過失を必要とせず、製造物に「欠陥」があることを証明すれば賠償請求できるものとなりました。

3 対象業者

対象業者としては、製造、加工又は輸入した方（以下「製造業者」と言います）が基本的に該当します。輸入業者も対象となりますのでご注意ください。それ以外に自ら製造業者として氏名、商号、商標その他の表示をした者や製造業者と誤認させるような氏名等の表示をした者、実質的な製造業者と認められる氏名等を表示した者も含まれます。したがって、OEM製品の供給先などがこれによって責任を負うと考えられています。表示の仕方にも注意をする必要があります。

4 製造物

この法律で保護される製造物は、「製造又は加工された動産」と定義されています。そのため、不動産は該当しませんし、ソフトウェアそのもの自体も該当困難と考えられています。ただ、プログラムされたハードに欠陥があれば適用を受けることになります。

5 欠陥とは

この法律でいう「欠陥」とは、条文上、「当該製造物の特性、その通常予見される使用形態、その製造業者等が当該製造物を引き渡した時期その他の当該製造物に係る事情を考慮して、当該製造物が通常有すべき安全性を欠

いていること」と定義されています。具体的な「欠陥」の場面としては、① 設計上の欠陥、② 製造上の欠陥、③ 指示・警告上の欠陥に分類されています。①は、設計自体に問題があるために安全性を欠いた場合、②は、製造物が設計・仕様どおりに製造されなかったために安全性を欠いた場合、③は製造物から除去できない危険性がある場合に、消費者側で防止・回避するためのその危険に関する適切な情報が与えられなかった場合、を指します。取扱説明書の記載方法の問題はこの③の問題になります。

6 免責

上記のとおり、製造業者は、「欠陥」があれば賠償責任を負うことになるのですが、製造物に欠陥があるとされた場合でも、以下のいずれかを証明したときには免責されます。一つは、① 開発危険の抗弁といわれるものです。これは、製造物をその製造業者が引き渡した時における科学・技術の知見によっては、欠陥があることを認識できなかったことです。二つ目は、② 部品・原材料製造業者の抗弁として認められているもので、製造物が他の製造物の部品又は原材料として使用された場合に、その欠陥がもたら当該他の製造業者が行った設計に関する指示に従ったことにより生じ、かつその欠陥が生じたことにつき過失がないこと、です。下請業者が元請けの設計・指示に従って製造した部品などに欠陥があった場合、下請業者に製造物責任を負わせるのは酷と考えられたために設けられました。

7 期間制限及びその改正

この法律に基づく損害賠償請求権は、原則として、損害及び賠償義務者を知ったときから3年の消滅時効、または製造物を引き渡したときから10年の除斥期間により消滅するとされています。しかし、民法が改正され、改正民法では消滅時効は5年間とされたために、それに合わせてこの法律も改正され、消滅時効は5年間とされました。ただ、2020年4月1日までに3年間の消滅時効が完了していた場合には責任は消滅、完了していない場合には5年間の消滅時効期間として扱うこととされました。

トラブルについてお悩みの方はご相談ください。



料金

のご案内

一般的な料金の概要

ご相談料 事件受任の場合は頂戴しません。

30分 3000円プラス消費税

1時間 5000円プラス消費税

予約電話番号 **043-225-3041**

業務内容

不動産

会社経営

貸金請求

労災

相続

民事再生・破産手続き

金融

消費者問題

交通事故

刑事事件

離婚

家族問題

成年後見制度

参考例

以下は、良くある場合について一例として費用について掲げました。

その他の事例や基準の詳細については当事務所のホームページで報酬基準詳細をご覧ください。

1 金銭請求

たとえば600万円の請求をする場合には（仮差押えがない裁判のみの場合）

着手金	30万円プラス消費税
預り金	10万円程度
報酬	全額回収できた場合 60万円プラス消費税
200万円の場合	32万円プラス消費税

2 刑事事件

たとえば、窃盗で逮捕された場合、

着手金	30万円から50万円プラス消費税
預り金	5万円程度
報酬	30万円から50万円プラス消費税

*執行猶予が付いた場合や刑の軽減となった場合です。

3 成年後見

たとえば、認知症の方について成年後見を申し立てる 場合

申立着手金	10万円から20万円プラス消費税
預り金	5万円程度

それ以外に鑑定費用（精神科医師の費用ですが5万円から10万円が目安）

エバーニュースバックナンバーはホームページに掲載しております。

事務所

のご案内



〒260-0013 千葉市中央区中央4-12-1 KA中央ビル4階

エバー総合法律事務所

代表 弁護士 菊地秀樹（千葉県弁護士会所属）

TEL 043-225-3041

FAX 043-225-0071

業務時間

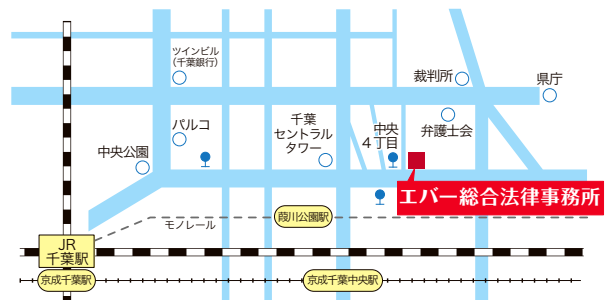
午前9時より午後6時まで

*なお、ご相談時間については夜間、土曜日などご要望の場合にはご相談ください。

ホームページ

<http://ever-lawyers.jp/>

「エバー総合法律事務所」で検索を



●千葉駅 2 番バス乗り場より乗車。2つ目の「中央4丁目」下車
●駐車場は周りの有料駐車場をご利用下さい。